

令和2年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構の  
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

医薬品医療機器総合機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和2年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

独立行政法人医薬品医療機器総合機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、当機構の全ての部署に適用する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留保しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構会計規程実施細則（平成30年3月30日30細則第7号）第37条の2第1項を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）調達実績の取りまとめ及び公表の方法

財務管理部契約課は、法第7条第1項の規定に基づき、毎事業年度終了後、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。